令和9年度
償却資産（固定資産税）申告の手引き

提出期限 ： 令和9年２月1日（月）
～早期提出のご協力をお願いします～

地方税法第 383 条の規定により、事業者には毎年 1 月 1 日現在に事業の用に供することができる資産の申告が義務付けられています。適正な課税のためご協力をお願いします。

○ 申告が必要な方

行方市内で事業を行っている会社や個人の方で、令和 9 年 1 月 1 日現在において償却資産を所有されている場合は申告が必要です。

※次の場合も申告が必要です

(1) 償却資産を他に賃貸している方

(2) 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方

(3) 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方

(4) 割賦販売の場合等、売主に所有権が留保されている資産は原則として買主の方

（注意）償却資産を所有されていない方は、「該当資産なし」として申告をお願いします。
また、廃業、移転、合併等で全ての資産が減少された方も、減少の申告をお願いします。

申 告 方 法

(1) 郵送による申告

下記提出先に申告書を送付してください。

申告書（控用）に受領印が必要な場合は、必ず返信先を記入した返信用封筒に切手を貼って同封してください。

（※ 切手の貼った返信用封筒がない場合は返送できません。）

（※ 控えが必要な方はご自身でコピーを取っていただくなどの対応をお願いします。）

(2) 電子申告（eLTAX：エルタックス）による申告

詳しくは、「eLTAX」ホームページ（https://www.lta.go.jp）をご覧ください。

《ヘルプデスク》9:00～17:00（土日祝・年末年始12/29～1/3を除く）℡ 0570-081459（ハイシンコク）

(3) 市役所窓口に持参※窓口混雑緩和のため郵送又は電子申告による申告にご協力願います。

行方市役所 麻生庁舎 税務課 又は 北浦・玉造各庁舎 総合窓口に提出してください。

◆ 申告書の提出 及び 問合せ先 ◆

行方市役所 総務部 税務課 資産税グループ

住　　所： 〒311-3892 茨城県行方市麻生 1561-9（麻生庁舎 別棟）

電　　話： 0299-72-0811 （代表）

受付時間： 8:30～17:15 ※土日祝・年末年始 12/29～1/3 を除く。

◇ 申告の手引き、申告書・種類別明細書は、行方市ホームページからもダウンロードできます。

URL ： https://www.city.namegata.ibaraki.jp

目次

Ⅰ　償却資産の申告について

1.提出書類	3－4
2.電算申告（eLTAX を利用）される方	4
3.本人確認（番号、身元確認及び代理権の確認）について	5

Ⅱ　償却資産のあらまし

1.償却資産の範囲について	6－7
2.耐用年数について	7
3.償却資産の種類と主なもの	8
4.業種ごとの主な償却資産	9－10
5.建築設備の家屋と償却資産の区分について	11－12
6.償却資産の課税対象となる車両	13
7.国税の取扱いとの比較	14
8.取得価格における消費税の取扱い	14

Ⅲ　償却資産の評価・課税について

1.償却資産の価格と課税について	15
2.減価率及び減価残存率一覧表	16
3.非課税及び課税標準の特例について	17－19

Ⅳ　その他

1.実地調査のお願い	20
2.虚偽の申告/申告をしなかった場合	20
3.さかのぼり課税について	20
4.推計課税について	20

償却資産の申告について

1. 提　出　書　類

提出する書類については、この表をご確認ください。

<table>
<tr><th colspan="3">申告書及び記入事項</th><th colspan="2">提出書類・様式</th></tr>
<tr><td rowspan="3">初めて申告される方
（一般方式）</td><td rowspan="2">所有状況</td><td rowspan="2">申告する資産</td><td>償却資産申告書</td><td>種類別明細書</td></tr>
<tr><td>第 26 号様式</td><td>全資産用・
プレ申告用</td></tr>
<tr><td>該当資産がある場合</td><td>令和９年１月１日現在において市内に所有する全ての償却資産</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>該当資産がない場合</td><td>―</td><td>○
「20 該当資産なし」に☑を付けてください。</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="3">昨年度に引き続いて申告される方
（一般方式）</td><td>資産に増減がある場合</td><td>令和８年１月２日から令和９年１月１日までの間に増加又は減少した償却資産</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>資産に増減がない場合</td><td>―</td><td>○
「19 資産に増減なし」に☑を付けてください。</td><td>―</td></tr>
<tr><td>廃業・解散等された場合</td><td>令和８年１月２日から令和９年１月１日までの間に減少した償却資産</td><td>○
「21 転出・廃業・解散・その他(　)(令和　年　月　日)」の該当する項目に○を付け、その日付も記入してください。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">電算処理方式により申告される方
（eLTAX による申告を含む）</td><td colspan="3">令和９年１月１日現在、市内に所有する全資産について申告してください。
また、増加分、減少分についてもそれぞれの明細書を提出してください。</td></tr>
</table>

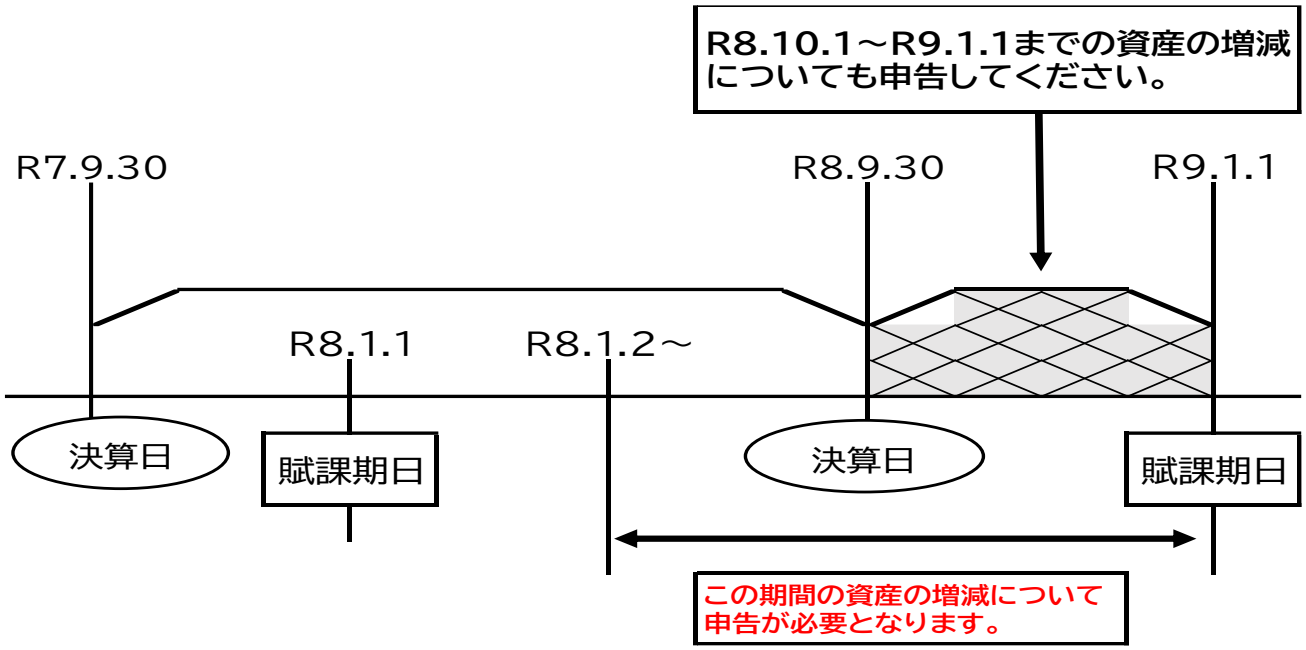
※ 前年度までに償却資産申告のご提出があった方については、償却資産台帳（課税台帳）を送付しています。
申告書作成のご参考にしてください。

⚠ 所有者死亡により“相続”が発生している場合 ⚠

償却資産の所有者がお亡くなりになられた場合、償却資産申告書にある「22.備考」の欄に、お亡くなりになられた所有者様のお名前と死亡年月日をご記入の上、提出をお願いします。
今後の償却資産申告については、相続人が申告書類を提出されるようお願いします。

■ 固定資産税　賦課期日と事業年度の関係

（例）1 年決算法人で決算日が 9 月 30 日の場合



2.電算申告（eLTAX を利用）される方

償却資産申告書	① 全国統一様式【第26号様式】により、記載事項のすべてを記入してください。 ② 所有者コード、評価額（ホ）欄、決定価格（ヘ）欄及び課税標準額（ト）欄について、必ず記入してください。
種類別明細書	① 必ず全資産を申告してください（資産の種類ごとに区分して、合計額を記入してください。）。 ② 前年中に増加･減少した資産も、資産の種類ごとに区分してください。電子申告の場合には、前年度に増加･減少した資産の明細書を PDF 等で添付してください。 ③ 全資産について、評価額を記載してください。 ④ 課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記入してください（特例ごとの集計表も併せて提出されますよう、ご協力をお願いします。）。 ⑤ 評価額の最低限度額は、取得価額の5％に相当する額です。 （備忘1円登録はありません。） ⑥ 改良費のうち資本的支出により耐用年数を変更された資産がある場合は、種類別明細書の摘要欄に改正前の耐用年数及び改正年を記入してください。

3.本人確認（番号、身元確認及び代理権の確認）について

個人番号（マイナンバー）又は法人番号の記載について

申告書の「5.個人番号又は法人番号」の欄に、個人の方は 12 桁の個人番号（マイナンバー）を、法人の方は 13 桁の法人番号を記入してください（共有名義の場合は、記入不要です。）。

個人番号（マイナンバー）を記載した申告書を提出された場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元及び代理権確認）を行います。

下表にて必要な書類をご確認ください。

なお、法人番号を記入した申告書の提出や電子申告の場合は、本人の身元確認資料の添付は不要です。

確認資料等

区分	本人による申告の場合	代理人（税理士など）による申告の場合
窓口	番号確認資料 （個人番号カード、通知カード(注)、個人番号記載の住民票等） 身元確認資料 （個人番号カード、運転免許証等）	本人の番号確認資料 （個人番号カードの裏面の写し等） 代理権確認資料 （委任状、税務代理権限証書等） 代理人の身元確認資料 （税理士証票、運転免許証等）
郵送	番号確認資料の写し （個人番号カード(両面)、通知カード(注)又は個人番号記載の住民票等の写し） 身元確認資料の写し （個人番号カード、運転免許証の写し等）	本人の番号確認資料 （個人番号カードの裏面の写し等） 代理権確認資料 （委任状、税務代理権限証書等） 代理人の身元確認資料 （税理士証票や運転免許証の写し等）

(注)「通知カード」は、令和 2 年 5 月 25 日に廃止されました。

通知カードの記載事項が住民票の記載事項と一致している場合は、番号確認資料として引き続き利用できます。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤です。

この制度の主旨をご理解いただき、申告書へマイナンバーの記載をお願いします。

Ⅱ　償却資産のあらまし

1.償却資産の範囲について

申告の対象となる資産、申告の対象とならない資産

償却資産の対象=○、償却資産の対象外=×

区分		判定	備考
耐用年数が 1 年未満の資産		×	個別に減価償却しているものは対象
償却済資産（耐用年数が経過した資産）		○	
建設仮勘定		○	
簿外資産（帳簿等に記載されていない資産）		○	本来は減価償却できるもの
遊休・未稼働資産		○	使用可能なもの
繰延資産		×	
他の事業者に貸し付けている資産		○	
所有権留保付売買資産	売主	×	
	買主	○	
所有権移転外リース資産	貸主	○	
	借主	×	
所有権移転リース資産	貸主	×	
	借主	○	
改良費（資本的支出）・修繕費等		○	本体とは別に申告が必要
福利厚生の用に供するもの		○	
自動車税又は軽自動車税の課税対象となる自動車、軽自動車、原動機付自転車、自動二輪及び小型特殊自動車		×	小型特殊自動車は道路を走行する、しないに関わらず軽自動車税の対象になるためナンバープレートを取得する必要があります。
道路運送車両法上の大型特殊自動車 （小型特殊自動車に当てはまらない大型のもの） （ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09 及び 000～099」、「9」「90～99 及び 900～999」）		○	1.自動車の長さ　4.7m を超えるもの 2.自動車の幅　1.7m を超えるもの 3.自動車の高さ　2.8m を超えるもの 4.最高速度　15km/h を超えるもの 上記 1～4 のいずれかに当てはまるもの
農耕作業用自動車で、最高速度 35km/h 以上のもの		○	
建物（住宅、店舗、工場、事務所等で家屋評価対象のもの）		×	家屋として固定資産税が課税されます。 簡単に移動可能な簡易プレハブハウスやカーポート等は対象
無形固定資産		×	電話加入権、ソフトウェア、漁業権、水利権、特許権、商標権、営業権　等
販売用の商品、棚卸資産		×	
牛、馬等の生物及び果樹		×	観賞用、興業用のものは対象

【3】 少額の減価償却資産の取扱い

地方税法上の「少額資産」にあたる資産については、償却資産の申告の対象となりません。

詳細については、下表をご確認ください。

少額資産の取扱い

<table>
<tr><td>取得価額
償却方法</td><td>10 万円未満</td><td>10 万円以上
20 万円未満</td><td>20 万円以上
30 万円未満</td><td>30 万円以上</td></tr>
<tr><td>一時に損金算入 (*1)(*5)</td><td>対象外</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3 年一括償却 (*2)(*5)</td><td colspan="2">対象外</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>リース資産(ファイナンスリース)</td><td colspan="2">対象外</td><td colspan="2">対象</td></tr>
<tr><td>中小企業特例 (*3)</td><td colspan="3">対象</td><td></td></tr>
<tr><td>個別減価償却 (*4)</td><td colspan="4">対象</td></tr>
</table>

(*1)法人税法施行令第 133 条又は所得税法施行令第 138 条

(*2)法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項又は所得税法施行令第 139 条第 1 項

(*3)租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5 の規定によるもの

(*4)個人の方については、平成 10 年 4 月 1 日以後開始の事業年度に取得した 10 万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

(*5)令和 4 年 4 月 1 日以降に取得し、貸付け(主要な事業として行われるもの(法人税基本通達 7-1-11 の 3 又は所得税基本通達 49-39 の 3 の規定によるもの)を除く。)の用に供するものは除く。

2.耐用年数について

耐用年数は耐用年数省令 別表 第 1、第 2、第 5、及び第 6 に掲げる年数を主に適用しますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

(1)中古見積耐用年数 … 耐用年数省令 第 3 条の規定により見積もった耐用年数

(2)短縮耐用年数 … 耐用年数の短縮について、国税局長の承認を受けたときの耐用年数
(国税局長の承認通知書の写しの添付が必要)

■ 耐用年数の短縮または増加償却の承認を受けた償却資産がある場合は、承認を受けた書類の写しを添付し、申請してください。

事　　項	国税における所轄	添　付　書　類
耐用年数の短縮	国税局長	耐用年数の短縮の承認通知書
増加償却	税務署長	増加償却の届出書(写し)

3.償却資産の種類と主なもの

<table>
<tr><th colspan="2">資産の種類</th><th colspan="2">内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">第1種</td><td rowspan="2">構 築 物</td><td>土地に土着
した土木設備</td><td>広告塔、門、外灯、構内舗装（駐車場の舗装路面も含む）、
煙突、緑化施設、ゴルフ練習場設備　等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建物附属
設　　備</td><td>建物附属設備</td><td>変電設備、蓄電池電源設備、建物から独立した諸設備　等
※　詳しくは　11、12　ページ【5.建築設備の家屋と償却資産の区分について】参照</td></tr>
<tr><td>建物の所有者と異なる者（テナント等）が施工した設備</td><td>店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、
空調設備　等</td></tr>
<tr><td rowspan="5">第2種</td><td rowspan="5">機　　械
及び
装　　置</td><td>製造機械設備</td><td>電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、
その他部品製造･加工･修理等に使用する機械及び装置　等</td></tr>
<tr><td>土木建設機械</td><td>建設機械に該当する大型特殊自動車
（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が
「00」～「09」、「000～099」のもの）、
ブルドーザー、パワーショベル　等</td></tr>
<tr><td>工作機械</td><td>旋盤、フライス盤、ボール盤　等</td></tr>
<tr><td>搬送設備</td><td>クレーン、コンベアー　等</td></tr>
<tr><td>その他設備</td><td>ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、洗車業用設備　等</td></tr>
<tr><td>第3種</td><td>船　　舶</td><td colspan="2">モーターボート　等</td></tr>
<tr><td>第4種</td><td>航 空 機</td><td colspan="2">ヘリコプター　等</td></tr>
<tr><td>第5種</td><td>車　　両
及び
運 搬 具</td><td colspan="2">大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの
（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「90」～「99」、「900」～「999」のもの）
ショベルローダー、構内運搬具、自転車、被けん引車　等
※ 自動車税･軽自動車税の課税客体となる車両は該当しません。</td></tr>
<tr><td>第6種</td><td>工具･器具
及び
備　　品</td><td colspan="2">机、いす、キャビネット、金庫、パソコン、陳列ケース、複写機、看板、医療機器、
理容または美容機器、冷暖房用機器、娯楽用器具、厨房用品、切削工具、測定
工具　等</td></tr>
</table>

4.業種ごとの主な償却資産

業種	主な償却資産の例①	耐用年数①	主な償却資産の例②	耐用年数②
各業種共通	緑化設備(花壇・庭園)	20	金庫	20
	広告塔(金属造)	20	ロッカー・キャビネット(金属製)	15
	受変電設備	15	応接セット	8
	砂利	15	ルームエアコン	6
	コンクリート塀	15	防犯カメラ	5
	コンクリート舗装	15	レンジフード	10
	アスファルト舗装	10	コピー機	5
	外灯	10	テレビ	5
	金属塀	10	サーバー用パソコン	5
	フェンス	10	パソコン	4
	蓄電池設備	6	ネオンサイン	3
	簡易間仕切り	3	看板	3
小売店	木製陳列棚	8	自動販売機	5
	冷蔵庫	6	冷凍庫	6
飲食店	厨房設備	8	カラオケ	5
	テーブル・いす	5	厨房用品	5
理美容業	湯沸かし器	6	タオル蒸器	5
	消毒殺菌機	5	パーマ器	3
	理容・美容いす	5	サインポール	3
クリーニング業	洗濯機	13	乾燥機	13
	脱水機	13	プレス機	13
医院・歯科医院	歯科診察用ユニット	7	治療用ベッド	5
	調剤機器	6	手術機器	5
	レントゲン機器	6	消毒殺菌用機器	4
	ファイバースコープ	7		
建設業	仮設用プレハブ	7	大型特殊自動車 (ナンバー・プレートを取得している場合、分類番号が「9」「90」～「99」「900」～「999」「0」「00」～「09」「000」～「099」のもの。)	4
	ポータブル発電機	6		
	ブルドーザ	6		
	パワーショベルカー	6		
	フォークリフト	4		
ガソリンスタンド	独立キャノピー(金属造)	45	ガソリンタンク	8
	屋外照明設備	15	計量器	8
	オートリフト	8	洗車機	8
	充電器	5	ジャッキ	3
金属加工業	圧縮機	15	フライス盤	10
	ボール盤	10	研削盤	10
	旋盤	10	測定・検査工具	5
不動産賃貸業	太陽光発電設備	17	制御盤	15
印刷業	デジタル印刷設備	7	活字鋳造機	10

■ 農業の償却資産

名称	耐用年数	名　称	耐用年数	名　称	耐用年数	名　称	耐用年数
第1種　構築物							
堆肥場･堆肥舎	17	尿溜	17	パドック	17	バンカーサイロ	17
ビニールハウス	10	フリーストール	14	牧柵（金属製）	14	牧柵（木製）	5
第2種　機械 及び 装置							
アンローダー	7	移植機	7	乾燥機	7	グレンドリル	7
コンバイン＊	7	ショベルローダー＊	7	ストローチョッパー	7	ストーンピーカー＊	7
スプレーヤー（牽引式･マウント式）	7	スプレーヤー（自走式）＊	7	洗浄機	7	タイヤショベル＊	7
チョッパー	7	テッダー	7	テーラー	7	デガー	7
電牧機	7	トラクター＊	7	トレンチャー	7	ハーベスター（牽引式）	7
ハーベスター（自走式）＊	7	発電機	7	パワーショベル＊	7	バックホー	7
バルククーラー	7	バンクリーナー	7	ビーンスレッシャー	7	ビートタッパー	7
ビニール巻取機	7	ブロードキャスタ	7	プランター	7	フォーレージブレア	7
ブルドーザー＊	7	フロントローダー	7	ヘイドライダー	7	ベルトコンベヤー	7
ベーラー	7	ホイルローダー＊	7	ホッパー	7	ポンプ	7
米選機	7	マニュアスプレッダ＊	7	マルチャー	7	ミキシングフィーダー	7
ミルカー･パイプライン	7	籾摺機	7	モアー	7	モアコンディショナー	7
ライムソワー	7	ラッピングマシーン	7	レーキ	7		
第5種　車両 及び 運搬具							
フォークリフト＊	4						
第6種　工具･器具 及び 備品							
カルチベーター	7	大型コンテナ（長さ 6m以上）	7	コンテナ（金属製）	3	コンベア	7
サブソイラー	7	培土機	7	パイプ（金属製）	10	パイプ（木製）	5
排土板（金属製）	10	排土板（木製）	5	ハロー	7	パンブローカー	7
プラウ	7	ロータリ（カルチ）	7				

（＊）…　大型特殊自動車のみ申告対象です。自動車税･軽自動車税の課税客体となる車両は該当しません。

※　この表以外の農業用資産を所有しており、耐用年数が不明な場合は、税務課資産税グループまでお問合せください。

5.建築設備の家屋と償却資産の区分について

固定資産税においては、家屋と償却資産を区分して評価します。

(1) 家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性質が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの、取り外しが容易で別の場所に自在に移動できるもの等は、償却資産として取り扱います。

(2) 家屋と設備等の所有者が異なる場合

テナント等で、家屋の所有者と異なる人（賃借人）が取り付けた家屋の付帯設備（内部仕上・床仕上・天井仕上・電気設備・給排水設備・ガス設備等）で、事業の用に供することができる資産は、賃借人が所有する償却資産となり、賃借人が申告する必要があります。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作 等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設 等）		◎		◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事（特定の生産 または 業務用設備）		◎		◎
		配管・高架水槽、受水槽、ポンプ 等	○			◎
	給湯設備	居所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		居所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用 等）中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産 又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管 等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器 等）	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ 等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備 等	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備 等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産 又は 業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤 等	○			◎

電気設備	LAN 設備	設備一式		◎		◎
	放送･拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管･配線 等	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機 等		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ		◎		◎
		配管･配線 等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産 又は 業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エスカレーター、ダムウェーター 等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店･ホテル･百貨店 等)、寮･病院･社員食堂 等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	洗濯設備	洗濯機･脱水機･乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮･病院等の洗濯設備 等		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他	冷蔵･冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン･ブラインド等		◎		◎

■ 居抜きで購入した店舗等の設備について

居抜き（※）で購入した店舗等の業務用設備、備品等は、償却資産の申告対象となります。
なお、営業権等の無形固定資産は償却資産の申告対象ではありません。

※ 居抜き…前の賃借人（テナント）が施した内装や造作・設備などがそのまま残された状態。

■ 家屋として課税されない車庫、物置、倉庫、プレハブ、仮設事務所等について

小規模な車庫、物置、倉庫、プレハブ、仮設事務所等は、家屋として課税されず、償却資産の申告対象となる場合があります。家屋として課税されているかわからない場合は、税務課 資産税グループまでお問合せください。

6.償却資産の課税対象となる車両

特殊自動車は、その規格により小型特殊自動車と大型特殊自動車に区分され、**小型特殊自動車は“軽自動車税”、大型特殊自動車は“償却資産（固定資産税）”**の対象となります。ナンバープレートの有無にかかわらず、すべて申告してください。

なお、軽自動車税の対象となる車両は、**軽自動車のナンバー交付が必要**ですので、**税務課　市民税グループ**へお問合せください。

※ 小型特殊自動車は償却資産の申告は不要ですが、公道走行の有無にかかわらず、軽自動車の登録が必要です。

【車両区分と課税区分】

車両区分	課税区分
大型特殊自動車 〔ナンバープレートの分類番号〕 ● 建設機械に該当するもの ⇒ 00～09、000～099 ● 建設機械以外のもの ⇒ 90～99、900～999 **行 方 999 あ 12—34**	固定資産税（償却資産）〈市税〉
普通自動車・二輪以外の小型自動車	自動車税〈県税〉
二輪の小型自動車・軽自動車・小型特殊自動車・原付自転車	軽自動車税〈市税〉

【参考】大型特殊自動車と小型特殊自動車

○ 農耕作業用自動車

条件：最高速度が 35km/h 以上

○ 上記以外の特殊自動車で

1.自動車の長さ　4.7m を超えるもの

2.自動車の幅　1.7m を超えるもの

3.自動車の高さ　2.8m を超えるもの

4.最高速度　15km/h を超えるもの

1～4 のいずれかに当てはまるものは大型特殊自動車に該当します。

【参考】農耕作業用トレーラの申告方法について

令和元年 12 月 25 日付け国土交通省告示第 946 号により、農耕作業用トレーラ（道路運送車両法施行規則別表第 1 中小型特殊自動車の項第 2 号に該当するもの）について、課税の税目が固定資産税（償却資産）から、軽自動車税（種別割）に変わりましたので、行方市へナンバープレート発行の申請をしてください。

該当車両等の詳細は、QR コードから農林水産省ホームページをご覧ください。

なお、大型特殊自動車に該当するものは、引き続き償却資産として固定資産税の対象となります。

7.国税の取扱いとの比較

償却資産に対する課税について

国税の取扱い(税務会計)と比較すると次のとおりです。

項　目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)制度
減価償却の方法	建物以外の一般の資産は、定率法、定額法の選択制	原則として『固定資産評価基準』に定める減価率 ※1
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認められる	認められない ※2
特別償却、割増償却(租税特別措置法)	認められる	認められない
増加償却(所得税・法人税)	認められる	認められる
評価額の最低限度	1円	取得価額の 5%
改良費(資本的支出)の評価方法	原則として区分評価	区分評価 (改良した資産と改良費を区分して評価)
中小企業者の方等が租税特別措置法を適用して取得した10万円以上30万円未満の減価償却資産	損金算入が可能 (租税特別措置法第28条の2または、同法第67条の5)	課税対象 ※3
建設仮勘定中の資産	事業の用に供されている場合は、課税対象となる。	減価償却を認めない。 ただし、建設仮勘定として表示されている資産であってもその完成した部分が事業の用に供されている場合には、その部分は減価償却できる。

※1『固定資産評価基準』とは、地方税法第 388 条に基づく総務大臣の告示です。

※2 圧縮記帳は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で所得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

※3 租税特別措置法により、中小企業者等が取得価格 30 万円未満の減価償却資産を一定期間に取得した場合、その取得金額の全額(年間 300 万円程度)を損金算入する特例が認められていますが、固定資産税(償却資産)では認められていませんので、申告が必要となります。(租税特別措置法 第 28 条の 2、第 67 条の 5)

8.取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価額は、原則として国税の取扱いの例によって算定します。したがって、次の表のとおり取り扱うことになります。

事業者の区分	法人税または所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方法	償却資産の取得価額における消費税の取扱い
免税事業者	税込経理方法	取得価額に含める
課税事業者	税抜経理方法	取得価額に含めない
	税込経理方法	取得価額に含める

Ⅲ　償却資産の評価・課税について

1.償却資産の価格と課税について

【1】 納税義務者等

納税義務者	賦課期日（令和９年1月1日）現在の償却資産の所有者が納税義務者となります。
評価額の算出および決定価格	前年中に取得したもの･･･取得価額 × 半年分の減価残存率
	前年前に取得したもの･･･前年度の評価額 × 1年分の減価残存率
	※ 評価額の最低限度額は、取得価額または改良費の5％に相当する額
課税標準	賦課期日現在の償却資産の価格で、償却資産課税台帳に登録されたものです。
税率	税率は 1.4％（100 分の 1.4）です。
免税点	課税標準となるべき全資産の合計額が180万円未満の場合は課税されません。
納期	納期は、例年 5月･7月･9月･11月の4回です。

【2】 評価額の計算方法

償却資産の評価は資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき資産一品ごとに算出します。

・ 初年度の評価額は、取得月に関わらず半年分の減価があったものとして算出します。

・ 算出した評価額が取得価額の 5％を下回る場合は、取得価額の 5％の額が評価額となります。

前年中に取得した資産（ 初年度 ）	取得価額 ×（1-減価率÷2）
前年前に取得した資産（ 2 年度目 以降 ）	前年度評価額 ×（1-減価率）

※ 下線部分は、小数点以下第4位を四捨五入する。

【例】取得価額：1,000,000 円、取得年月：令和 8 年8月、耐用年数：3年（減価率 0.536）の資産の場合

令和 9 年度	1,000,000 円 × (1-0.536 × 1/2)	＝	732,000 円
令和10年度	732,000 円 × (1-0.536)	＝	339,648 円
令和11年度	339,648 円 × (1-0.536)	＝	157,596 円
令和12年度	157,596 円 × (1-0.536)	＝	73,124 円
令和13年度	73,124 円 × (1-0.536)	＝	33,929 円 ＜ 50,000 円 ※

※ 令和 13 年度で算出額が取得価額の 5％（50,000 円）より小さくなるため、令和 13 年度以降の評価額は、50,000 円 となります。

【3】 課税標準額および税額

（1）課税標準額は、各資産の評価額を合算して算出します。
　ただし、課税標準の特例を受けた場合は適用後の額になります。

（2）税額は、課税標準額に基づき算出します。
　ただし、課税標準額の合計が 180 万円（免税点）未満の場合は、課税されません。

【計算例】 課税標準額 ： 7,654,321 円の場合

7,654,000 円 × 1.4 ％ ＝ 107,156 円 ⇒ 107,100 円

課税標準額（1,000 円未満切捨）　税率　税額（100 円未満切捨）

2.減価率及び減価残存率一覧表

耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 ＊1－(減価率÷2)	前年前取得 ＊1－減価率
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.840	0.681
7	0.280	0.860	0.720
8	0.250	0.875	0.750
9	0.226	0.887	0.774
10	0.206	0.897	0.794
11	0.189	0.905	0.811
12	0.175	0.912	0.825
13	0.162	0.919	0.838
14	0.152	0.924	0.848
15	0.142	0.929	0.858
16	0.134	0.933	0.866
17	0.127	0.936	0.873
18	0.120	0.940	0.880
19	0.114	0.943	0.886
20	0.109	0.945	0.891
21	0.104	0.948	0.896
22	0.099	0.950	0.901
23	0.095	0.952	0.905
24	0.092	0.954	0.908
25	0.088	0.956	0.912
26	0.085	0.957	0.915
27	0.082	0.959	0.918
28	0.079	0.960	0.921
29	0.076	0.962	0.924
30	0.074	0.963	0.926

3.非課税及び課税標準の特例について

【1】 非課税となる償却資産

公共的、公益的な性質を有する設備等により、地方税法 第 348 条、同法附則 第 14 条に規定する一定の要件を備えた償却資産については、固定資産税が非課税になります。

※ 非課税適用の有無等のお手続きについては適宜照会してください。

【2】 課税標準の特例の適用

地方税法 第 349 条の 3、同法附則 第 15 条、15 条の 2、15 条の 3、56 条、64 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

(1)該当する償却資産を所有されている方は、市ホームページをご覧ください。

(2)「償却資産申告書」については、『13 課税標準の特例』欄の『有』に〇印を付し、
「種類別明細書」の摘要欄に「特例」と記入してください。

中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例(概要)

行方市では、一定の要件を満たした「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備について、固定資産税の課税標準額の特例措置があります。

固定資産税に係る特例措置の適用要件について

(1)対象者

- 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- 資本金又は出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人
- 常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人

■ 次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも対象とはなりません。

① 同一の大規模法人(資本金若しくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金若しくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人超の法人)から2分の1以上の出資を受ける法人

② 2つ以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

(2)設備取得期間 ※先端設備導入計画の認定後に取得することが必須です。

機械装置,工具(測定工具及び検査工具),器具備品,建築附属設備(償却資産に該当するもの)…令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得したもの

(3)対象設備

認定経営革新等支援機関の確認を受けた、年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる下記の設備。

設備の種類	取得価額
機械装置	160万円以上
工具	30万円以上
器具備品	30万円以上
建物附属設備 ※1	60万円以上

※1 償却資産として課税されるものに限る

■ その他要件

中古資産でないもの(最新モデルである必要はありません。)

(4)特例措置

賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、下記のとおり課税標準を軽減します。

・1.5%以上の賃上げ方針である場合:3年間　課税標準を 1/2 に軽減

・3%以上の賃上げ方針である場合　:5年間　課税標準を 1/4 に軽減

(5)必要書類

- 先端設備等に係る固定資産税課税標準の特例適用申告書
- 償却資産申告書・種類別明細書(提出用)
- 先端設備等導入計画認定書(写)
- 先端設備等導入計画に係る認定申請書(写)
- 中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る生産性向上要件証明書(写)
- 中小企業等経営強化法に係る固定資産税の課税標準の特例チェックシート

  ※賃上げ方針を表明した場合は、表明したことが分かるもの

  ※見取り図・設置写真(先端設備の設置箇所が分かるもの)

■ リース会社が特例の届出をする場合、上記書類に加え、下記書類が必要です。

- リース契約書(写)
- 固定資産税軽減額計算書(写)(公益社団法人リース事業協会発行)

【 特記事項 】

- 「償却資産申告書」の『13　課税標準の特例』の『有』に〇を付けてください。
- 特例対象となる「種類別明細書」の摘要欄に、「特例」と記入してください。
- 先端設備等導入計画については、行方市役所　商工観光課(TEL:0291-35-2111)へお問い合わせください。

過疎地域における固定資産税の課税免除について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行され，令和4年4月1日に行方市全域が過疎地域として指定されました。一定の要件を満たす固定資産について，固定資産税の課税免除が受けられます。

固定資産税に係る特例措置の適用要件について

(1)対象者

過疎地域持続的発展市町村計画において行方市が定めるものに記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき下記の業種の事業者

※青色申告書を提出する個人又は法人

・製造業

・旅館業(下宿営業を除く)

・農林水産物等販売業

・情報サービス業等

(2)対象設備

租税特別措置法第 12 条第 4 項の表の第 1 号または第 45 条第 3 項の表の第 1 号の規定(特別償却)の適用を受けられる設備の取得等であって、その取得価額の合計が次の要件に合致すること

対象業種	資本金規模		
	5,000 万円以下	5,000 万円超	1億円超
製造業	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
旅館業	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
農林水産物等販売業	500 万円以上	500 万円以上	
情報サービス業等	500 万円以上	500 万円以上	

※機械及び装置のみ

※資本金の規模が 5,000 万円超の法人については、新設または増設に限る

(3)特例措置

税額を全額免除

申請があった翌年度から3年間(北浦複合団地内は5年間)

(4)必要書類

- 固定資産税課税免除申請書
- 法人登記事項証明書の写し
- 法人税申告書別表1(1)または確定申告書 B 第1表の写し(税務署受付のもの)
- 法人税申告書別表 16「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し」
  または青色申告に係る「減価償却費の計算」の写し
- 特別償却の付表の写し
- 当該設備を事業の用に供した日を含む事業年度に係る営業報告書
- 対象資産の配置図(平面図等に色付・番号等で明示すること)
- 製造ライン及び製造工程が分かる資料(工程図)
- 設備の仕様書等(増設のみ、増設前後で生産が概ね3割増を示す資料)
- 【旅館業の場合】営業許可書の写し

【 特記事項 】

- 「償却資産申告書」の『13 課税標準の特例』の『有』に〇をつけてください。
- 特例対象となる「種類別明細書」の摘要欄に、「特例」と記入してください。

Ⅳ　その他

1.実地調査のお願い

申告書の内容が適正であることを確認するため、地方税法 第 353 条及び第 408 条の規定に基づき、実地調査を行うことがあります。電話又は文書での問い合わせ、資料提供の依頼等にご協力をお願いします。

なお、実地調査の結果に伴い、修正申告をお願いすることがあります。

2.虚偽 / 申告をしなかった場合

申告すべき事項について、正当な理由なく申告しない場合、地方税法 第 386 条及び行方市税条例 第 75 条 第 1 項の規定により、過料を科されることがあります。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合、地方税法 第 385 条の規定により、罰金等を科されることがありますのでご注意ください。

3.さかのぼり課税について

申告もれ等により、過年度分の税額が発生する場合は、最大で5年度分までさかのぼって課税となります。

また、追加課税となった場合は通常の納期とは異なり、納期は1回となりますので、ご留意ください（地方税法 第 17 条の 5 第 5 項）。

なお、過年度に減少すべき資産があった場合は、その資産がいつから存在していないのか分かるよう、種類別明細書等にその旨を記入してください。

4.推計課税について

償却資産の申告を正当な理由なく行わない場合、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行い、償却資産の内容を把握することがあります。（地方税法 第 354 条の 2）

このような国税資料等に基づき、推計課税を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。